

平成20年1月

**第168回国会（臨時会）  
通過議案要旨集  
（速報版）**

**衆議院調査局**

本要旨集は、会期終了日（平成20年1月15日）現在で  
取りまとめ、速報性を重視したものである。

「衆議院立法情報ネットワークシステム」(イントラネット)の「立法調査情報」  
にて本資料の電子ファイル(PDFファイル)を閲覧することができます。

<電子ファイルへのアクセス方法>

「立法調査情報」をクリック 「調査局刊行物」をクリック 「通過議案要旨集」をクリック  
該当するナンバーをクリック 電子ファイルが開きます。

# 目 次

第168回国会（臨時会）議案審議等概況.....	1
第168回国会（臨時会）議案審査経過	
閣法.....	3
衆法.....	5
参法.....	10
条約.....	11
承認.....	12
承諾.....	12
決算・国有財産等.....	13
決議案.....	14
両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等	
内閣委員会.....	15
総務委員会.....	17
法務委員会.....	22
財務金融委員会.....	23
厚生労働委員会.....	25
農林水産委員会.....	32
経済産業委員会.....	34
国土交通委員会.....	38
環境委員会.....	39
安全保障委員会.....	41
決算行政監視委員会.....	42
議院運営委員会.....	47
災害対策特別委員会.....	48
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会.....	50
国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びに イラク人道復興支援活動等に関する特別委員会.....	52
決議案	
委員会.....	55
通過議案概要一覧.....	59
【参考】 閉会中審査議案概要一覧.....	65

## 第168回国会（臨時会）議案審議等概況

### 1 会 期

平成19年9月10日から平成20年1月15日までの128日間

### 2 議案件数

閣 法	19件（成立 14件、継続 4件、未了 1件）
衆 法	55件（成立 11件、継続 32件、未了 1件、 参議院継続 1件、撤回 10件）
参 法	14件（成立 1件、継続 4件、未了 1件、 参議院継続 4件、参議院未付託 3件、 参議院撤回 1件）
条 約	3件（継続 3件）
承認を求めるの件	2件（成立 2件）
承諾を求めるの件	5件（継続 5件）
決 算 等	7件（本院議了 3件、継続 3件、未了 1件）
決 議 案	
委員会	4件（総務委員会、厚生労働委員会、農林水産委員会、 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会）

# 第168回国会（臨時会）議案審査経過

太字は成立議案

〔閣法〕

表中に西暦の記載のないものは、2007年である。

提出 回次	議案件名	衆議院						参議院				公布日 (法律番号)	
		委員会			本会議			委員会		本会議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
163	犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第163回国会閣法第22号）	法務	9/10					閉会中 審査					
166	労働契約法案（内閣提出、第166回国会閣法第80号）	厚生労働	9/10	11/7	修正		11/8	修正	11/27	可決	11/28	可決	12/5 (128)
166	労働基準法の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第81号）	厚生労働	9/10					閉会中 審査					
166	最低賃金法の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第82号）	厚生労働	9/10	11/7	修正		11/8	修正	11/27	可決	11/28	可決	12/5 (129)
166	社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案（第166回国会内閣提出第87号、参議院送付）	厚生労働	9/10	11/2	可決	有	11/6	可決	11/27	可決	11/28	可決	12/5 (125)
166	安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第93号）	安全保障	9/10		審査 未了								
166	放送法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第94号）	総務	9/10	12/6	修正	有	12/11	修正	12/20	可決	12/21	可決	12/28 (136)
166	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第95号）	厚生労働	9/10					閉会中 審査					
166	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第97号）	総務	9/10					閉会中 審査					
168	消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）	経済産業	10/24	10/31	可決	有	11/2	可決	11/13	可決	11/14	可決	11/21 (117)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
168	電気用品安全法の一部を改正する法律案(内閣提出第2号)	経済産業	10/24	10/31	可決	有	11/2	可決	11/13	可決	11/14	可決	11/21 (116)
168	気象業務法の一部を改正する法律案(内閣提出第3号)	国土交通	10/24	10/31	可決		11/2	可決	11/13	可決	11/14	可決	11/21 (115)
168	温泉法の一部を改正する法律案(内閣提出第4号)	環 境	10/24	11/2	可決	有	11/2	可決	11/20	可決	11/26	可決	11/30 (121)
168	銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案(内閣提出第5号)	内 閣	10/30	11/2	可決	有	11/6	可決	11/22	可決	11/26	可決	11/30 (120)
168	テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(内閣提出第6号)	テロ・イラク特	10/23	11/12	可決		11/13 2008 /1/11	可決 可決	1/10	否決	1/11	否決	
168	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第7号)	総 務	11/5	11/6	可決	有	11/8	可決	11/22	可決	11/26	可決	11/30 (118)
168	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第8号)	法 務	11/5	11/6	可決		11/8	可決	11/29	可決	11/30	可決	11/30 (122)
168	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第9号)	法 務	11/5	11/6	可決		11/8	可決	11/29	可決	11/30	可決	11/30 (123)
168	防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第10号)	安全保障	11/5	11/16	可決		11/20	可決	11/29	可決	11/30	可決	11/30 (124)

## 〔衆 法〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	
163	人身取引等の防止及び人身取引等の被害者の保護に関する法律案(小宮山洋子君外4名提出、第163回国会衆法第6号)	内閣	9/10				閉会中 審査					
163	牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案(山田正彦君外6名提出、第163回国会衆法第7号)	農林水産	9/10				閉会中 審査					
163	輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案(山田正彦君外6名提出、第163回国会衆法第8号)	農林水産	9/10				閉会中 審査					
163	道路交通法の一部を改正する法律案(小宮山洋子君外3名提出、第163回国会衆法第12号)	内閣	9/10				閉会中 審査					
163	永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案(井上義久君外1名提出、第163回国会衆法第14号)	倫理選挙特	9/10				閉会中 審査					
164	刑事訴訟法の一部を改正する法律案(河村たかし君外2名提出、第164回国会衆法第13号)	法務	9/10				閉会中 審査					
164	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(中山太郎君外5名提出、第164回国会衆法第14号)	厚生労働	9/10				閉会中 審査					
164	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(斉藤鉄夫君外3名提出、第164回国会衆法第15号)	厚生労働	9/10				閉会中 審査					
164	消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案(長妻昭君外2名提出、第164回国会衆法第26号)	内閣	9/10				閉会中 審査					
164	国立国会図書館法の一部を改正する法律案(鳩山由紀夫君外7名提出、第164回国会衆法第27号)	議院運営	9/10				閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
164	民法の一部を改正する法律案( 枝野幸男君外 7名提出、第164回国会衆法第35号 )	法 務	9/10					閉会中 審 査					
164	公職選挙法等の一部を改正する法律案( 渡辺 周君外 7名提出、第164回国会衆法第40号 )	倫理選挙特	9/10					閉会中 審 査					
165	学校教育法の一部を改正する法律案( 武正公 一君外 4名提出、第165回国会衆法第 2号 )	文部科学	9/10					閉会中 審 査					
165	交通基本法案( 細川律夫君外 5名提出、第165 回国会衆法第 6号 )	国土交通	9/10					閉会中 審 査					
165	電気通信事業法の一部を改正する法律案( 高 井美穂君外 2名提出、第165回国会衆法第 7 号 )	総 務	9/10					閉会中 審 査					
166	障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を 改正する法律案( 園田康博君外 6名提出、第 166回国会衆法第 1号 )	厚生労働	9/10	10/19	撤回 許可								
166	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一 部を改正する法律案 ( 馬淵澄夫君外 4名提 出、第166回国会衆法第29号 )	総 務	9/10					閉会中 審 査					
166	借地借家法の一部を改正する法律案( 保岡興 治君外 5名提出、第166回国会衆法第33号 )	法 務	9/10	12/7	撤回 許可								
166	最低賃金法の一部を改正する法律案( 細川律 夫君外 2名提出、第166回国会衆法第34号 )	厚生労働	9/10	11/7	撤回 許可								
166	環境健康被害者等救済基本法案( 末松義規君 外 2名提出、第166回国会衆法第38号 )	環 境	9/10					閉会中 審 査					
166	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一 部を改正する法律案 ( 馬淵澄夫君外 4名提 出、第166回国会衆法第41号 )	総 務	9/10					閉会中 審 査					
166	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに 職員による入札等の公正を害すべき行為の 処罰に関する法律及び刑法の一部を改正す る法律案 ( 松本剛明君外 4名提出、第166回 国会衆法第43号 )	経済産業	9/10					閉会中 審 査					



提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果		
166	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(松本剛明君外4名提出、第166回国会衆法第44号)	経済産業	9/10						閉会中 審 査					
166	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案(葉梨康弘君外4名提出、第166回国会衆法第45号)	財務金融	9/10	12/5	撤回 許可									
166	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案(原田義昭君外3名提出、第166回国会衆法第47号)	倫理選挙特	9/10	12/7	可決	有	12/11	可決					閉会中 審 査	
166	債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案(原田義昭君外5名提出、第166回国会衆法第48号)	法 務	9/10						閉会中 審 査					
166	宇宙基本法案(河村建夫君外7名提出、第166回国会衆法第50号)	内 閣	9/10						閉会中 審 査					
166	非自然死体の死因等の究明の適正な実施に関する法律案(細川律夫君外2名提出、第166回国会衆法第51号)	法 務	9/10						閉会中 審 査					
166	法医学研究所設置法案(細川律夫君外2名提出、第166回国会衆法第52号)	法 務	9/10						閉会中 審 査					
166	公立の小中学校等における地震防災上改築又は補強を要する校舎等の整備の促進に関する臨時措置法案(藤村修君外2名提出、第166回国会衆法第53号)	文部科学	9/10						閉会中 審 査					
166	老人福祉法の一部を改正する法律案(宮路和明君外3名提出、第166回国会衆法第54号)	厚生労働	9/10	12/7	撤回 許可									
168	労働契約法案(細川律夫君外3名提出、衆法第1号)	厚生労働	10/31	11/7	撤回 許可									
168	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(萩生田光一君外4名提出、衆法第2号)	災害対策特	10/29	11/9	撤回 許可									



提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
168	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案(財務金融委員長提出、衆法第13号)	審査省略					12/11	可決	12/13	可決	12/14	可決	12/21 (133)
168	児童扶養手当法の一部を改正する法律案(西村智奈美君外2名提出、衆法第14号)	厚生労働	2008 /1/10					閉会中 審 査					
168	老人福祉法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第15号)	審査省略					12/11	可決	12/11	可決	12/12	可決	12/19 (130)
168	借地借家法の一部を改正する法律案(法務委員長提出、衆法第16号)	審査省略					12/11	可決	12/13	可決	12/14	可決	12/21 (132)
168	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案(農林水産委員長提出、衆法第17号)	審査省略					12/11	可決	12/13	可決	12/14	可決	12/21 (134)
168	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(金田誠一君外2名提出、衆法第18号)	厚生労働	2008 /1/10					閉会中 審 査					
168	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案(河村建夫君外5名提出、衆法第19号)	厚生労働	2008 /1/10					閉会中 審 査					
168	政治資金規正法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出、衆法第20号)	審査省略					12/20	可決	12/20	可決	12/21	可決	12/28 (135)
168	行政書士法の一部を改正する法律案(総務委員長提出、衆法第21号)	審査省略					12/20	可決	12/25	可決	2008 /1/9	可決	
168	特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案(谷垣禎一君外17名提出、衆法第22号)	厚生労働	2008 /1/7	2008 /1/8	撤回 許可								
168	特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案(厚生労働委員長提出、衆法第23号)	審査省略					2008 /1/8	可決	2008 /1/10	可決	2008 /1/11	可決	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
168	介護労働者の人材確保に関する特別措置法案(三井辨雄君外3名提出、衆法第24号)	厚生労働	2008 /1/10					閉会中 審 査					

〔参 法〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
168	国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(直嶋正行君外6名提出、参法第1号)	厚生労働	11/13					閉会中 審 査	11/1	可決	11/2	可決	
168	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(森ゆうこ君外6名提出、参法第2号)								11/8	撤回 許可			
168	障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案(谷博之君外6名提出、参法第3号)											閉会中 審 査	
168	特定肝炎対策緊急措置法案(家西悟君外6名提出、参法第4号)											閉会中 審 査	
168	イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案(浅尾慶一郎君外5名提出、参法第5号)	テロ・イラク特	2008 /1/10		審 査 未了				11/27	可決	11/28	可決	
168	農業者戸別所得補償法案(平野達男君外4名提出、参法第6号)	農林水産	12/4					閉会中 審 査	11/8	可決	11/9	可決	
168	日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案(自見庄三郎君外6名提出、参法第7号)	総 務	2008 /1/10					閉会中 審 査	12/11	可決	12/12	可決	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
168	保険業法等の一部を改正する法律案(大久保勉君外5名提出、参法第8号)											審議 未了	
168	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第9号)	災害対策特	11/9	11/9	可決	有	11/9	可決	11/8	可決	11/9	可決	11/16 (114)
168	刑事訴訟法の一部を改正する法律案(松岡徹君外5名提出、参法第10号)											閉会中 審 査	
168	土壌汚染対策法の一部を改正する法律案(岡崎トミ子君外7名提出、参法第11号)											閉会中 審 査	
168	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案(直嶋正行君外5名提出、参法第12号)											審議 未了	
168	国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案(直嶋正行君外8名提出、参法第13号)	テロ・イラク特	2008 /1/11					閉会中 審 査	2008 /1/10	否決	2008 /1/11	可決	
168	子ども手当法案(神本美恵子君外8名提出、参法第14号)											審議 未了	

## 〔 条 約 〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
168	経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第1号)	外 務	2008 /1/10					閉会中 審 査				
168	経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第2号)	外 務	2008 /1/10					閉会中 審 査				

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
168	投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）	外 務	2008 /1/10					閉会中 審 査				

〔 承 認 〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
168	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）	国土交通	10/30	11/2	承認		11/2	承認	11/13	承認	11/14	承認
168	外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）	経済産業	10/30	11/2	承認		11/2	承認	11/13	承認	11/14	承認

〔 承 諾 〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
166	平成18年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第166回国会、内閣提出）	決算行政監視	9/10					閉会中 審 査				

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
166	平成18年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第166回国会、内閣提出)	決算行政監視	9/10						閉会 中 審 査				
166	平成18年度特別会計予算総則第12条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第166回国会、内閣提出)	決算行政監視	9/10						閉会 中 審 査				
166	平成18年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第166回国会、内閣提出)	決算行政監視	9/10						閉会 中 審 査				
166	平成18年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第166回国会、内閣提出)	決算行政監視	9/10						閉会 中 審 査				

## 〔決算・国有財産等〕

## &lt; 決 算 &gt;

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
165	平成17年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	9/10	10/12	一部批難	10/18	議決	/
	平成17年度特別会計歳入歳出決算							
	平成17年度国税収納金整理資金受払計算書							
	平成17年度政府関係機関決算書							
168	平成18年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	12/11				閉会中審査	
	平成18年度特別会計歳入歳出決算							
	平成18年度国税収納金整理資金受払計算書							
	平成18年度政府関係機関決算書							

< 国有財産 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
165	平成17年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	9/10	10/12	是認	10/18	是認	/
165	平成17年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	9/10	10/12	是認	10/18	是認	
168	平成18年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	12/11				閉会中審査	
168	平成18年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	12/11				閉会中審査	

< N H K 決算 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
166	日本放送協会平成17年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書	総務	9/10		審査未了			/

[ 決議案 ]

< 委員会決議 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院	
		委 員 会	議決日
168	国民の権利を保障し利便向上を図るための郵政事業の推進に関する件	総務	11/29
168	ウイルス性肝炎問題の全面解決に関する件	厚生労働	2008/1/8
168	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する件	農林水産	12/11
168	米国の「北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除」の動きに反対する決議	拉致問題特	12/5



## 両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等

### 【内閣委員会】

#### 銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）要旨

本案は、最近におけるけん銃使用犯罪の実情等にかんがみ、けん銃等の発射、輸入、所持、譲渡し及び譲受け、銃砲の製造等に関する罰則を強化しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正

##### 1 組織的なけん銃等の発射又は所持の加重処罰

けん銃等の発射又は所持に係る違反行為が、団体の活動として、当該違反行為を実行するための組織により行われたとき、又は団体に不正権益を得させ、若しくは団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われたときは、当該違反行為をした者を加重処罰することとする。

##### 2 複数のけん銃等の所持の加重処罰

けん銃等を不法に所持した場合において、当該けん銃等の数が2以上あるときは、当該不法所持をした者を加重処罰することとする。

##### 3 けん銃等又はけん銃実包の輸入等に関する罰則の強化

けん銃等又はけん銃実包の営利目的による輸入等に関する罰則を強化すること。

##### 4 許可銃砲の発射及び刃物の携帯に関する罰則の強化

(一) 許可を受けた銃砲の発射制限違反に対する罰則を強化すること。

(二) 刃物の携帯禁止違反に対する罰則を強化すること。

##### 5 その他の規定の整備

その他罰則に関する所要の規定を整備すること。

#### 二 武器等製造法の一部改正

##### 1 銃砲又は銃砲弾の無許可製造に関する罰則の強化

銃砲の営利目的による無許可製造に関する罰則及び銃砲弾の無許可製造に関する罰則を強化すること。

##### 2 その他の規定の整備

その他罰則に関する所要の規定を整備すること。

#### 三 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行すること。

2 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の整備をすること。

### **(附帯決議)**

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 本法における「団体」に係る規定の適用に関しては、適切な運用を行うとともに、正当な目的を有する団体の正当な活動を阻害することがないように十分留意すること。
- 二 平穏な国民生活の脅威となる銃の不法所持等の銃器犯罪を適正に取り締まるとともに、銃器の国内での密造や海外からの密輸入阻止のため、関係機関の連携を強化し、水際対策の一層の徹底を図るなど、総合的な銃器対策をさらに進めること。
- 三 本法の施行状況を見つつ、罰則の効果等を検証し、必要な場合には見直しを含めた検討を行うこと。

## 【総務委員会】

### 放送法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第94号）要旨

本案は、通信・放送分野の改革を推進するため、日本放送協会（以下「協会」という。）に係る事項等放送制度を改正するとともに、電波利用をより迅速かつ柔軟に行うための手続きを創設する等の所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 放送法の一部改正関係

- 1 協会の経営委員会について、監督権限の明確化、一部委員の常勤化、議決事項の見直し等を行うとともに、経営委員から構成される監査委員会の設置、外部監査の導入等を行うこと。
- 2 協会は、放送した放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務を行うことができることとし、当該業務に係る経理は、特別の勘定を設けて整理しなければならないこととすること。
- 3 協会の国際放送の業務を邦人向け及び外国人向けの別に規定し、それぞれに適合した番組準則を適用するとともに、外国人向けの映像国際放送について番組制作等を新法人に委託する制度を設けること。
- 4 国際放送の命令放送制度について「命ずる」との文言を「要請する」に改め、協会はこれに応じるよう努めるものとする。
- 5 複数の地上系一般放送事業者の子会社化を可能とする認定放送持株会社制度を導入すること。
- 6 相当数の有料放送契約を代理等する有料放送管理業務を行おうとする者は、その旨を届け出るとともに、業務の適正かつ確実な運営を確保するための措置を講じなければならないこととすること。
- 7 虚偽の説明により事実でない事項を事実であると誤解させるような放送により、国民生活に悪影響を及ぼすおそれ等がある場合、総務大臣は、放送事業者に再発防止計画の提出を求めることができることとすること。

#### 二 電波法の一部改正関係

- 1 実験無線局について、電波の利用の効率性に関する試験又は電波の利用の需要に関する調査に専用する無線局を含めるとともに、名称を実験等無線局に改めること。
- 2 無線局に係る電気通信事業紛争処理委員会による斡旋・仲裁の制度を創設すること。

#### 三 電気通信事業法の一部改正関係

電気通信事業の運営が適切かつ合理的でないため電気通信の健全な発達等に支障が生ずるおそれがあるときに、電気通信事業者に対する業務改善命令が行い得るよう、その要件を見直すこと。

#### 四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### (修正要旨)

#### 一 日本放送協会に関する事項

##### 1 経営委員会の権限に関する事項

- (一) 放送法第14条第1項第1号の改正規程中「決定」を「議決」に修正すること。
- (二) 経営委員会の権限に関する事項を法律に列挙し、経営委員会の権限を明確にすること。
- (三) 経営委員会は、その職務の執行を委員に委任することができない旨の規定を加えること。

- 2 経営委員が個別の放送番組の編集を行うことができないこととするとともに、個別の放送番組の編集について放送法第3条に規定する放送番組の編集の自由に抵触する行為をしてはならない旨の規定を加えること。

#### 二 要請放送制度に関する事項

- 1 国際放送の実施を要請する際に総務大臣が指定する放送事項等を国の重要事項に限定すること。
- 2 総務大臣は、国際放送の実施の要請をする場合には、日本放送協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない旨の規定を加えること。

#### 三 総務省令に委任されている認定放送持株会社における議決権の保有基準割合の範囲について、その上限を「2分の1以下」から「3分の1未満」に改めること。

#### 四 放送事業者等に対し総務大臣が再発防止計画の提出を求める制度を新設する改正規定を削除すること。

#### 五 その他所要の規定の整備を行うこと。

### (附帯決議)

政府及び日本放送協会（以下「協会」という。）は、次の事項について、十分配慮すべきである。

#### 一 協会の経営委員の人選については、協会の役割及び公共放送の在り方につ

- いて十分理解し、協会の経営について中立的に判断できる者とする事。
- 二 協会に対して新たに認められる番組アーカイブのブロードバンドによる提供については、民間事業者との公正な競争の下で行われるよう、その適切な競争環境の整備に努めること。また、番組アーカイブは受信料により制作されていることから、新しいサービスによる収益は、受信料に還元させるよう検討すること。
- 三 協会が行う外国人向けの国際放送については、多額の受信料を投じることが妥当であるか検討すること。また、我が国の対外情報発信力を強化するため、政府においては、法第33条第1項の要請に関し、法第35条第1項に規定する国が負担すべき費用について必要な予算の確保に努めること。
- 四 総務大臣が国際放送の実施の要請を行うにあたっては、協会の表現の自由、番組編集の自由を最大限尊重すること。
- 五 認定放送持株会社制度の導入に伴い、マスメディア集中排除原則が緩和されることとなるが、同原則が放送の多様性・多元性の確保に大きな役割を果たしてきたことにかんがみ、同制度の運用にあたっては、マスメディア集中排除原則の趣旨が損なわれないよう十分配慮するとともに、地方の独自性が確保されるよう留意すること。
- 六 放送番組の適正性に関し、放送の不偏不党、真実及び自律が十分確保されるよう、BPO（放送倫理・番組向上機構）の効果的な活動等関係者の不断の取組みに期待するとともに、政府においては、関係者の意向も踏まえつつ、その取組みに資する環境の整備について検討を行うこと。
- 七 放送・通信行政の公正性及び中立性を確保するため、引き続き放送・通信行政の在り方について検討すること。

## **一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）要旨**

本案は、平成19年8月8日付けの給与改定に関する人事院勧告にかんがみ、一般職の職員の給与改定を行うとともに、専門スタッフ職俸給表の新設等を行うおとするもので、その主な内容は次のとおりである。

### 一 一般職の職員の給与水準の改定のための関係法律の改正

- 1 指定職俸給表を除く各俸給表の俸給月額について、初任給を中心に若年層に限定して、平均0.1%引き上げること。
- 2 扶養手当について、配偶者以外の扶養親族に係る月額を1人につき

6,500円に引き上げること。

3 勤勉手当等について、支給割合を年間0.05月分引き上げること。

## 二 給与構造改革のための関係法律の改正

行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員を対象とする専門スタッフ職俸給表を新設し、当該職員について、より成果に着目した昇給制度や弾力的な勤務時間制度を導入すること。

三 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、一1及び2は平成19年4月1日から、二は平成20年4月1日から施行すること。

## (附帯決議)

政府及び人事院は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 政府は、人事院勧告制度が労働基本権制約の代償措置であることにかんがみ、公務員の給与改定については、勧告制度を尊重する基本姿勢を堅持し、完全実施するよう努めること。

二 政府及び人事院は、専門スタッフ職制度については、公務能率の向上と早期退職慣行の是正に特に配慮しつつ、複線型人事管理の円滑な導入に資するものとなるよう、適切な運用に努めること。

三 政府及び人事院は、非常勤職員の位置付けと給与等の処遇の在り方について、民間の状況や職務の実態も考慮しつつ、早急な検討に努めること。

四 政府は、公務員制度改革については、労働基本権の在り方を含め、職員団体等の意見を十分聴取し、国民の理解を得るよう最大限努力すること。

## 行政書士法の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第21号）要旨

本案は、行政に関する手続の円滑な実施及び国民の利便向上の要請への適確な対応を図るため、行政書士制度について、他人の依頼を受け報酬を得て、行政書士が作成することができる書類に関連する聴聞又は弁明の機会の付与等の手続に係る行為のうち弁護士法第72条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除くものについて代理することを行政書士の業務として規定するとともに、欠格事由、懲戒、罰則等に関する規定を整備することにより、行政書士制度の基盤を強化しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

### 一 行政書士の業務

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出す

る書類に係る許認可等（行政手続法第2条第3号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。）に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする行為（弁護士法第72条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。）について代理することを業とすることができるものとする。

## 二 欠格事由に関する規定の整備

都道府県知事から行政書士の業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者は、行政書士となる資格を有しないものとする等、欠格事由に関する所要の規定の整備を行うこと。

## 三 行政書士に対する懲戒

行政書士が、この法律若しくはこれに基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったときは、都道府県知事は、当該行政書士に対し、戒告、2年以内の業務の停止又は業務の禁止の処分をすることができるものとする。

## 四 罰則に関する規定の整備

行政書士又は行政書士の使用人等の守秘義務違反に対する罰金の多額を100万円とするものとする等、罰則に関する所要の規定の整備を行うこと。

## 五 施行期日等

- 1 この法律は、平成20年7月1日から施行すること。
- 2 経過措置等所要の措置を講ずること。

## 【法務委員会】

### **裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）**

#### **要旨**

本案の内容は、次のとおりである。

- 一 一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官について、一般の政府職員の例に準じて、その報酬月額を改定を行うこと。
- 二 報酬月額の改定は、平成19年4月1日にさかのぼって行うこと。

### **検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）**

#### **要旨**

本案の内容は、次のとおりである。

- 一 一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官について、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額を改定を行うこと。
- 二 俸給月額の改定は、平成19年4月1日にさかのぼって行うこと。

### **借地借家法の一部を改正する法律案（法務委員長提出、衆法第16号）要旨**

本案は、更新等がなく契約上の存続期間が経過すれば確定的に終了する事業用の定期借地権について、建物の減価償却期間に応じた存続期間の設定を可能とするため、その存続期間の上限を引き上げようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 専ら事業の用に供する建物の所有を目的として借地権を設定する場合に、その存続期間を10年以上50年未満とするものとする。
- 二 この法律は、平成20年1月1日から施行するものとする。



## 【財務金融委員会】

### 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案（財務金融委員長提出、衆法第13号）要旨

本案は、預金口座等への振込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者に対する被害回復分配金の支払等のため、預金等に係る債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定め、もって当該犯罪行為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な回復等に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 預金口座等に係る取引の停止等の措置

金融機関は、犯罪利用預金口座等である疑いがあると認める預金口座等について、取引の停止等の措置を適切に講ずること。

#### 二 預金等に係る債権の消滅手続

1 金融機関は、犯罪利用預金口座等であると疑うに足りる相当な理由があると認める預金口座等について、預金保険機構に対し、預金等に係る債権の消滅手続の開始に係る公告を求めなければならないこととし、預金保険機構は、公告の求めがあったときは、遅滞なく、公告しなければならないこと。

2 名義人等による権利行使の届出等に係る期間内に権利行使の届出又は強制執行等がないときは、預金等に係る債権は、消滅すること。なお、金融機関は、当該期間内に被害を受けた旨の申出をした者に対し、被害回復分配金の支払の申請に関し利便を図るための措置を適切に講ずること。

#### 三 被害回復分配金の支払手続

1 金融機関は、消滅した預金等に係る債権の額の金銭を原資として、対象被害者に対し、被害回復分配金を支払わなければならないこと。

2 金融機関は、預金等に係る債権が消滅したときは、預金保険機構に対し、被害回復分配金の支払手続の開始に係る公告を求めなければならないこととし、預金保険機構は、公告の求めがあったときは、遅滞なく、公告しなければならないこと。

3 金融機関は、被害回復分配金の支払の申請があった場合において、支払該当者決定を行ったときは、遅滞なく、支払該当者決定を受けた者に対し、被害額により按分した額の被害回復分配金を支払わなければならないこと。

#### 四 犯罪被害者等の支援の充実、犯罪利用預金口座等でないことについて相当な理由があると認められる場合における支払の請求及び政府による周知等に

ついて、所要の規定を整備すること。

五 この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から起算して6月を経過した日から施行すること。

## 【厚生労働委員会】

### 労働契約法案（内閣提出、第166回国会閣法第80号）要旨

本案は、就業形態の多様化、個別労働関係紛争の増加等に対応し、労働者の保護を図りつつ、個別の労働関係の安定に資するようにするため、労働契約に関する基本的なルールを定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 労働契約は、労働者及び使用者が対等の立場における合意に基づいて締結し、又は変更すべきものとする。また、労働契約の内容については、使用者は、労働者の理解を深めるようにするものとし、労働者及び使用者は、できる限り書面により確認するものとする。
- 二 使用者が合理的な労働条件が定められている就業規則を労働者に周知させた場合には、労働契約の内容は、その就業規則で定める労働条件によるものとする。
- 三 使用者は、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更することはできないものとする。ただし、変更後の就業規則を労働者に周知させ、かつ、就業規則の変更が当該変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、労働契約の内容である労働条件は、変更後の就業規則に定めるところによるものとする。
- 四 使用者が労働者に出向を命ずる場合及び懲戒を行う場合であって、合理的な理由を欠く等権利を濫用したものと認められるものは無効とするものとする。なお、解雇に係る権利濫用規定を労働基準法から本案に移行させること。
- 五 使用者は、期間の定めのある労働契約について、やむを得ない事由がないときは、その契約期間の満了前に労働者を解雇することができないこととするとともに、必要以上に短い契約期間を定めた上で反復更新することのないよう配慮しなければならないものとする。
- 六 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### （修正要旨）

- 一 労働契約は、労働者及び使用者が、就業の実態に応じて、均衡を考慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする。
- 二 労働契約は、労働者及び使用者が仕事と生活の調和にも配慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする。

## **最低賃金法の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第82号） 要旨**

本案は、就業形態の多様化等が進展する中で、最低賃金制度が、賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして、十全に機能するようにするため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 地域別最低賃金は、あまねく全国各地域について決定されなければならないものとする。
- 二 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならないものとし、労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。
- 三 産業別最低賃金については、関係労使の申出を契機として決定、改正及び廃止されるものとする。
- 四 派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金を適用すること。
- 五 地域別最低賃金の不払に係る罰金額の上限を50万円に引き上げること。また、産業別最低賃金については、最低賃金法の罰則は適用しないものとする。
- 六 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### **（修正要旨）**

地域別最低賃金を決定するための要素である労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

## **社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案（第166回国会内閣提出第87号、参議院送付）要旨**

本案は、近年の福祉ニーズの多様化・高度化を踏まえ、社会福祉士及び介護福祉士の資質の確保及び向上等を図るため、これらの定義・義務や資格の取得方法の見直し等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 社会福祉士及び介護福祉士の定義規定を見直し、社会福祉士の業務として福祉サービス関係者等との連絡及び調整を行うことを明確にするとともに、介護福祉士の業務を「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」に改めること。

- 二 社会福祉士及び介護福祉士がその業務を行うに当たっての義務に係る規定を見直し、福祉サービス関係者等との連携等について新たに規定すること。
- 三 介護福祉士の資格取得について、一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験する方法に一元化すること。なお、新たに国家試験を受験することとなる養成施設の卒業者については、当分の間、准介護福祉士の名称を用いることができること。
- 四 社会福祉士の資格取得について、福祉現場における高い実践力を有する人材を養成するための所要の見直しを行うとともに、身体障害者福祉司等の任用の資格に社会福祉士を追加すること。
- 五 この法律は、一部を除き、平成24年4月1日から施行すること。

### **(附帯決議)**

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 介護福祉士の資質の向上を図るため、教育カリキュラム等の見直しに当たっては、養成施設ルート、福祉系高校ルート及び実務経験ルートのそれぞれにおいて、同等の水準の知識及び技能が担保されるよう措置すること。
- 二 社会福祉士及び介護福祉士の社会的評価に見合う処遇の確保を図るため、介護報酬の見直しなど介護保険事業の充実等に努めるとともに、国籍などを理由として介護福祉士の賃金、労働条件などに差別的取扱いが生じないように、監督・指導を行うこと。
- 三 福祉・介護労働の魅力を高めるため、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」に基づく施策として、社会福祉士及び介護福祉士の雇用管理や労働条件の改善の促進、生涯を通じた能力開発及びキャリアアップの支援、潜在マンパワーの就業促進等の実効性ある福祉・介護労働力確保対策を総合的に推進すること。
- 四 介護職員の任用については、介護福祉士を基本とすることを念頭に置きつつ、介護福祉士への円滑な移行を促進するため、その施策の在り方を十分検討すること。
- 五 社会福祉士の任用・活用の拡大については、今回の改正事項の実効性を高めるため、都道府県及び市区町村の福祉に関する事務所職員への社会福祉士の登用の促進策の在り方について十分検討すること。また、社会福祉施設の長、生活指導員等についても、社会福祉士の任用を促進するよう周知徹底を図ること。

- 六 実務経験ルートに新たに課される6月以上の養成課程について、働きながら学ぶ者の負担軽減に配慮し、通信課程を認めるほか、教育訓練給付の対象となるように基準の設定を行うこと。
- 七 厚生労働省令において介護福祉士の資格取得ルートを規定するに当たっては、法律上の資格取得ルートとの間で、教育内容及び実務経験の水準の均衡に配慮すること。また、今後、介護サービスの担い手の養成に係る新たな仕組みを設けるに当たっては、現在の資格制度との関係について十分検討を行い、現場が混乱に陥ることのないようにすること。
- 八 社会的援助を必要とする者が増加していることにかんがみ、重度の認知症や障害を持つ者等への対応、サービス管理等の分野において、より専門的対応ができる人材を育成するため、専門社会福祉士及び専門介護福祉士の仕組みについて、早急に検討を行うこと。また、介護福祉士をはじめ、関連分野専門職が社会福祉士となるための必要な履修認定等について検討すること。
- 九 社会福祉士及び介護福祉士の国家試験の在り方について、専門家による検討の場を設け、必要な知識及び技能を総合的に評価できるような内容となっているかどうかについて検証を行うこと。
- 十 社会福祉士の資質の向上を図るため、教育カリキュラム等の見直しに当たっては、効果的な実習が行われるよう実習指導体制の充実に十分配慮すること。
- 十一 司法・教育・労働・保健医療等の分野における社会福祉的課題の重要性にかんがみ、これらの分野への社会福祉士の職域拡大に努めること。

### **身体障害者補助犬法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第3号）要旨**

本案は、身体障害者補助犬を使用する身体障害者の施設等の利用の更なる円滑化を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 障害者雇用事業主は、その事業所等に勤務する身体障害者が当該事業所等において身体障害者補助犬を使用することを拒んではならないものとする。
- 二 身体障害者補助犬の同伴又は使用に関し、身体障害者又は施設等の管理者は都道府県知事に対し苦情を申し出ることができるものとし、都道府県知事は相談に応じ必要な助言、指導等を行うものとする。
- 三 本案は、一部を除き、平成20年4月1日から施行すること。

## **中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第4号）要旨**

本案は、永住帰国した中国残留邦人等の置かれている特別の事情にかんがみ、老齢基礎年金の満額支給のための特別の措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 中国残留邦人等であって一定の要件を満たす者（以下「特定中国残留邦人等」という。）は、帰国前の国民年金制度に加入できなかった期間に加えて、帰国後の期間についても、保険料を追納することができるものとする。
- 二 国は、特定中国残留邦人等に対して、帰国前の期間を含めた全ての国民年金の被保険者期間に係る保険料相当額の一時金を支給するとともに、当該一時金の支給に当たっては、保険料追納分を一時金から控除し、特定中国残留邦人等に代わって当該保険料を納付するものとする。
- 三 特定中国残留邦人等について、その者の属する世帯の収入から老齢基礎年金及び厚生労働省令で定める収入の額を除いた額が生活保護法の基準により算出した額に満たない場合には、生活支援給付等の支援給付を行うものとする。
- 四 一時金及び支援給付については、差し押さえること等ができないものとする。
- 五 この法律の公布の際現に係属している訴訟において、訴訟上の救助により支払が猶予された費用については、この法律の公布後に原告が訴えの取下げ等を行ったときは、国は、これを請求することができないものとする。
- 六 この法律は、一部の事項を除いて、平成20年1月1日から施行すること。

## **厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案（大村秀章君外6名提出、衆法第5号）要旨**

本案は、事業主が、厚生年金保険の保険料を被保険者の報酬から控除しながら納付していなかった場合において保険給付を行う特例措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国家行政組織法第8条に規定する機関であって年金記録に関する事項の調査審議を専門的に行うもの（年金記録確認第三者委員会）の調査審議により、事業主が、被保険者の保険料を源泉控除した事実があるにもかかわらず、保険料を納付したことが明らかでないと言われた事案について、社会保険庁長官は、当該被保険者に係る年金記録の訂正等を行い、保険給付を行うものとする。

- 二 一の年金記録の訂正等を行った場合には、事業主（法人である事業主に係る事業が廃止されているとき等には、当該法人の役員であった者。以下「事業主等」という。）は、特例納付保険料として、未納保険料相当額に厚生労働省令で定める額を加算した額を納付することができるものとし、社会保険庁長官は、事業主等に対して、納付を勧奨しなければならないこと。
- 三 社会保険庁長官は、特例納付保険料について期限までに納付の申出が行われない場合等においては、事業主等の氏名又は名称等を公表しなければならないこと。
- 四 国は、毎年度、三の公表を行った後において、期限までに特例納付保険料の納付の申出が行われなかった場合等においては、特例納付保険料の額に相当する額を負担すること。
- 五 厚生年金基金及び企業年金連合会における厚生年金保険の代行部分についても、一から四までに準じて所要の規定を設けること。
- 六 この法律は、公布の日から施行することとし、年金記録確認第三者委員会が廃止される日限り、その効力を失うこと。

### **（修正要旨）**

- 一 国は、特例納付保険料の額に相当する額を負担したときは、その負担した金額の限度において、事業主が被保険者の負担すべき保険料を控除したにもかかわらず保険料を納付しなかったこと等に起因する当該被保険者が当該事業主に対して有する金銭の給付を目的とする請求権を取得するとともに、政府が厚生年金基金等に対し未納掛金相当額等を交付したときも、同様とすること。
- 二 政府は、おおむね6月に1回、国会に、年金記録確認第三者委員会が行った調査審議の結果の概要、社会保険庁長官が行った確認等の件数、特例納付保険料の納付状況その他この法律の施行状況についての報告を提出しなければならないこと。

## **老人福祉法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第15号） 要旨**

本案は、農山村地域に公的医療機関を設置して地域の医療を支えてきた実績を有する厚生農業協同組合連合会が医療と福祉の一体的なサービスを提供できるようにするため、公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置する農業協同組合連合会は特別養護老人ホームを設置することができることとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。



## 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案（厚生労働委員長提出、衆法第23号）要旨

本案は、フィブリノゲン等の血液製剤によりC型肝炎ウイルスに感染した者が、長期にわたり、肉体的、精神的苦痛を強いられている状況にかんがみ、人道的観点から、早急に血液製剤の投与の時期を問わず一律に救済するため立法措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 政府は、C型肝炎ウイルス感染被害者に甚大な被害が生じ、その被害の拡大を防止し得なかったことについての責任を認め、心からおわびすべきことを明記するとともに、血液製剤の投与の時期を問わず早急に一律に救済の要請にこたえるには、司法上も行政上も限界があることから、立法による解決を図るため、本法律を制定した旨の前文を設けること。
- 二 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）は、獲得性の傷病に係るフィブリノゲン製剤又は血液凝固第IX因子製剤の投与によってC型肝炎ウイルスに感染した者等に対して、感染者の症状に応じた給付金を支給するものとする。
- 三 二の給付金の支給を請求するには、血液製剤の投与によりC型肝炎ウイルスに感染したこと等を証する確定判決等の正本等を提出しなければならないものとする。
- 四 給付金の額は、肝硬変若しくは肝がん罹患し、又は死亡した者は4千万円、慢性C型肝炎に罹患した者は2千万円、これら以外の感染者は1,200万円とするものとする。
- 五 政府は、機構に対し、給付金支給等業務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。フィブリノゲン製剤等について薬事法の規定による承認を受けた製造業者等は、機構からの求めに応じて、厚生労働大臣があらかじめ製造業者等と協議の上定めることとした給付金等の費用の負担割合等の基準に基づき、拠出金を納付するものとする。
- 六 政府は、フィブリノゲン製剤等が納入された医療機関の名称等を公表すること等により、当該製剤の投与を受けた者の確認を促進し、肝炎ウイルス検査を受けることを勧奨するよう努めるとともに、この法律の内容について国民に周知を図るものとする。
- 七 政府は、感染被害者が安心して暮らせるよう、肝炎医療の提供体制の整備等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 八 この法律は、公布の日から施行すること。

## 【農林水産委員会】

### 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案（農林水産委員長提出、衆法第17号）要旨

本案は、農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあることにかんがみ、農林水産大臣による基本指針の策定、市町村による被害防止計画の作成等について定めることにより、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、もって農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 農林水産大臣による基本指針の策定

農林水産大臣は、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための施策を総合的かつ効果的に実施するための基本指針を定めるものとする。

#### 二 市町村による被害防止計画の作成

市町村は、基本指針に即し、単独で又は共同して、被害防止計画を定めることができるものとする。

#### 三 鳥獣の捕獲の許可権限の委譲

被害防止計画を定めた市町村は、都道府県に代わって、自ら農林水産業等に係る被害の防止のための鳥獣の捕獲の許可権限を行使することができる制度を設けること。

#### 四 財政上の措置

国及び都道府県は、市町村が行う被害防止計画に基づく施策が円滑に実施されるよう、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

#### 五 鳥獣被害対策実施隊の設置

市町村は、被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設けることができるものとする。

#### 六 被害防止施策を講ずるに当たっての配慮

国及び地方公共団体は、被害防止施策を講ずるに当たっては、生物の多様性の確保に留意するとともに、その数が著しく減少している鳥獣等について、その保護が図られるよう十分配慮するものとする。

#### 七 その他

農林漁業の振興及び農山漁村の活性化に努めるほか、所要の措置を講ずるものとする。

## 八 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して2月を経過した日から施行するものとする。
- 2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律を一部改正し、環境大臣及び都道府県知事は、鳥獣の生息の状況等について定期的に調査をし、その結果を、同法の適正な運用に活用するものとする。

## 【経済産業委員会】

### 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）要旨

本案は、製品の経年劣化による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため、その保守を促進することが適当な消費生活用製品について、点検その他の保守に関する情報の提供、点検その他の保守の体制の整備等を確保するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の目的に、特定保守製品の適切な保守の促進を加えること。
- 二 消費生活用製品のうち、経年劣化により特に重大な危害が生じるおそれが多い製品であって、その適切な保守を促進することが適当なものとして政令で定めるものを「特定保守製品」とすること。
- 三 特定保守製品の製造又は輸入の事業を行う者（以下「特定製造事業者等」という。）は、事業開始の日から30日以内に、事業の届出を行わなければならないこと。
- 四 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品に、安全上支障がなく使用することができる標準的な期間及び点検を行うべき期間等を表示するとともに、当該特定保守製品の所有者がその氏名及び住所等の情報を提供するための書面等を添付しなければならないこと。
- 五 特定保守製品の売買その他の取引等を行う事業者は、特定保守製品の引渡しに際し、その取得者に対して、特定保守製品の保守の必要性等について説明しなければならないこと。
- 六 特定保守製品の所有者は、特定製造事業者等に所有者情報を提供するものとし、点検期間に点検を行う等その保守に努めること。
- 七 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品について、点検期間の到来を所有者に通知するとともに、所有者から点検期間中に点検の実施を求められたときは、当該特定保守製品の点検を行わなければならないこと。
- 八 特定製造事業者等は、主務大臣が定める判断の基準に従い、特定保守製品の点検その他の保守を適切に行うために必要な体制を整備しなければならないこと。
- 九 経年劣化により重大な危害が生じるおそれが多い消費生活用製品について、主務大臣は、経年劣化に関する情報を収集・分析し、その結果を公表するとともに、製造又は輸入の事業を行う者は、設計の工夫、表示の改善等を行い、

一般消費者に対し、経年劣化による危害の防止に資する情報を適切に提供するように努めなければならないこと。

十 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### **（附帯決議）**

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講じるべきである。

- 一 特定保守製品の指定については、経年劣化事故の発生の実態を踏まえ、機動的な対応を図るとともに、本法施行前の既販品や特定保守製品以外の消費生活用製品についても、必要に応じた点検の実施や情報提供等、事故の未然防止のための事業者等の適確な取組みの推進に努めること。
- 二 本法に基づく経年劣化対策の実効性を確保するため、製造事業者等（製造・輸入業者）、取引事業者（販売事業者、工務店、ハウスメーカー等）、関連事業者（仲介業者、設置業者、修理業者等）及び消費者に対し、制度の周知徹底を図るために万全の措置を講じ、各関係者の責務の適切な履行の確保を図ること。
- 三 製造事業者等による点検の技術基準及び製品保守の体制整備に係る判断基準の策定に当たっては、製品安全の確保を第一義としつつ、循環型社会の推進に配慮し、消費者に過度の負担とならないよう留意すること。また、取引事業者については、所有者情報の収集に期待される役割の大きいことに鑑み、説明義務の確実な履行を期するとともに、所有者票の返送等の協力が確保されるよう関係部局が連携して取り組むこと。さらに、製品事故被害の拡大防止のため、個人情報の保護に十分配慮しつつ、製造事業者等、取引事業者及び関連事業者がそれぞれ所有者情報を適切に管理・活用するためのガイドラインを策定すること。なお、所有者情報等の円滑な把握等に資するため、ICタグの活用等IT化について検討すること。
- 四 製造事業者等が廃業した場合を含め、点検の実施に万全を期するため、特定保守製品の点検を行う技術的能力を有する事業者について広く情報を収集・提供し、所有者の点検実施への注意喚起を図るとともに、点検に必要な人材の育成及び体制の整備を促進すること。
- 五 事故の未然防止に資するため、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人国民生活センター、消費生活センター、消防及び警察等との相互の情報連携を一層強化しつつ、製品事故に関する情報の収集及び提供の機能強

化に努めること。特に高齢者及び単身世帯に対する情報提供に当たっては、情報の確実な浸透を図るため、きめ細かな対応がなされるよう配慮すること。

### **電気用品安全法の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）要旨**

本案は、蓄電池による異常発熱等の危険の発生を防止するため、蓄電池を電気用品安全法による規制の対象に追加するとともに、旧電気用品取締法に基づく技術基準に適合した電気用品の安定的な流通を確保するため、電気用品の販売に係る特例措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 電気用品の定義に「蓄電池」を追加し、蓄電池について国が定める技術基準への適合を義務付けること。
- 二 旧電気用品取締法に基づく技術基準への適合を示す表示を、電気用品安全法に基づく技術基準への適合を示す表示とみなし、電気用品安全法に基づく表示が付されていない旧電気用品取締法に適合した電気用品の販売を認めること。
- 三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### **（附帯決議）**

政府は、中古品を含めた電気用品の安全性を確保するため、本法施行に当たり、次の点について適切な措置を講じるべきである。

- 一 多発しているリチウムイオン電池の事故は、ものづくり立国の維持発展を目指す我が国の信頼を揺るがす事態であることに鑑み、再発防止を確保するため、設計、製造工程、使用形態等を視野に入れた安全基準の策定を図ること。
- 二 経過措置期間終了に伴う中古電気用品の流通に関する混乱を教訓とし、今後とも、中古電気用品市場の実態把握に努めつつ、旧電気用品取締法に適合した安全な電気用品の流通に支障が生じることのないよう関係者に周知徹底を図るとともに、中古電気用品の安全性の確保に向けた取り組みの促進に努め、消費者の安全確保に万全を期すること。

### **外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）要旨**

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により閣議決定された

「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」（平成19年10月9日閣議決定）に基づき、平成19年10月14日から平成20年4月13日までの間、同法第52条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物について経済産業大臣の輸入承認義務を課する措置及び同法第25条第4項の規定による原産地又は船積地域が北朝鮮であって第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第10条第2項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

## 【国土交通委員会】

### 気象業務法の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）要旨

本案は、近年における気象業務に関する技術の進展及び観測体制の充実に対応し、地震及び噴火による被害の軽減を図るため、気象庁に、発生した断層運動による地震動及び火山現象についての一般の利用に適合する予報及び警報を義務付けることとする等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 気象庁による地震動及び火山現象の予報及び警報の実施

- 1 気象庁は、発生した断層運動による地震動（以下単に「地震動」という。）及び火山現象についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならないこと。
- 2 気象庁は、地震の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならないこと。

#### 二 気象庁以外の者に対する地震動及び火山現象の予報の業務の許可

気象庁以外の者が地震動又は火山現象の予報の業務を行おうとする場合は、気象庁長官の許可を受けなければならないこと。

#### 三 気象庁以外の者による地震動及び火山現象の警報の制限

気象庁以外の者は地震動及び火山現象の警報をしてはならないこと。

#### 四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行すること。

### 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）要旨

本件は、平成18年10月14日より北朝鮮船籍のすべての船舶の入港を禁止することとする同年10月13日の閣議決定等により変更された同年7月5日の閣議決定について、その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、平成19年10月9日、入港禁止の期間を平成20年4月13日まで延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。



## 【環境委員会】

### 温泉法の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）要旨

本案は、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するため、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削等に係る許可の基準の見直し、温泉の採取に係る許可制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法の目的に、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止を追加すること。
- 二 温泉のゆう出を目的とする土地の掘削の許可及び当該許可の取消しの基準として、掘削のための施設等が可燃性天然ガスによる災害の防止に関する基準に適合していることを追加すること。
- 三 都道府県知事は、緊急の必要があると認めるときは、掘削を行う者に対し、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置の実施等を命ずることができることとする。
- 四 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないこととし、当該許可及び当該許可の取消しの基準は、採取のための施設等が可燃性天然ガスによる災害の防止に関する基準に適合していることとする。ただし、採取の場所における可燃性天然ガスの濃度が災害の防止のための措置を必要としないものとする基準を超えないことについて都道府県知事の確認を受けた場合には、許可を受けることを要しないこととする。
- 五 都道府県知事は、緊急の必要があると認めるときは、採取を行う者に対し、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置の実施等を命ずることができることとする。
- 六 報告徴収及び立入検査の対象となる事項として、可燃性天然ガスの発生の状況等を追加すること。
- 七 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### （附帯決議）

- 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。
- 一 温泉の掘削及び採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するため、都道府県知事が行う採取等の許可に当たっては、より適正かつ厳格な条件を付与するよう検討するとともに、その違反に対しては厳正に対処す

- るよう、各都道府県知事に対し助言を行うこと。また、都道府県知事が、採取事業の廃止等をした事業者に対し、可燃性天然ガスによる災害防止上必要な措置を適宜・適切に命ずるよう、助言を行うこと。
- 二 温泉の掘削及び採取等の許可に関するガイドラインを作成するに当たっては、その地域の特性を活かした対策を都道府県知事が実施できるよう十分に配慮するとともに、温泉資源が国民共有のものであることにかんがみ、国民、有識者、関係民間団体等の意見等も十分に聴取し、それらを可能な限り反映させるよう努めること。
- 三 可燃性天然ガスによる災害防止措置を必要としない旨の都道府県知事の確認は、十分な科学的知見に基づいて行うものとするとともに、都道府県知事に対し、本法の施行に必要な限度において、可燃性天然ガスの発生状況、掘削等の実施状況等に関する報告徴収及び立入検査を温泉掘削事業者、温泉採取事業者等に対し適宜・適切に行うよう助言すること。
- 四 温泉に対する国民の信頼を確保しその利用の適正化を図るため、可燃性天然ガス対策に係る情報を利用者に提供する取組の普及を図るとともに、地方公共団体及び温泉協会等とも連携しつつ、温泉に関する国民の正しい理解が得られるよう、関係情報の適正な公表に最大限努めること。
- 五 安全対策の着実な実施を図るため、温泉採取事業者による当該安全対策に係る設備の新設等に要する費用等に対し、必要な支援を行うことを検討すること。
- 六 近年、都市部等における大深度掘削泉の掘削等が増加していることにかんがみ、大深度掘削に伴う可燃性天然ガスによる災害の発生、温泉資源及び周辺地盤への影響等に関する調査・研究等を推進すること。また、全国の未利用源泉についてその実態の把握に努めるとともに、その有効利用策について検討すること。
- 七 関係各省庁は、可燃性天然ガスに係る安全対策のみならず、硫化水素ガスによる中毒事故の再発防止等、温泉をめぐる諸問題に一丸となって迅速かつ的確に対応できるよう、必要な体制の構築等に万全を期すること。また、その際には、各都道府県等とも緊密な連携を図るよう努めること。
- 八 温泉において発生する可燃性天然ガスの大部分を占めるメタンが温室効果ガスであることにかんがみ、地球温暖化の防止及び資源の有効活用のため、温泉において発生する可燃性天然ガスの利用を促進すること。
- 九 温泉が我が国の優良な観光資源であることにかんがみ、国民等が安心して利用できるよう、安全対策及び風評被害対策に万全を期すること。

## 【安全保障委員会】

### 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）要旨

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定するとともに、任期制自衛官に係る退職手当の算定方法を改める等所要の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定するとともに、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）の学生手当の月額を10万8,300円（現行10万6,600円）に改めること。
- 二 学生に支給される12月期の期末手当の支給割合を100分の180（現行100分の175）に引き上げること。
- 三 任期制自衛官が育児休業等により勤務しない期間のある場合について、退職手当の除算規定を設けること。
- 四 防衛省の職員に対し新たに適用する俸給表として専門スタッフ職俸給表を新設するとともに、専門スタッフ職調整手当を新設すること。
- 五 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、三の規定は平成20年1月1日から施行し、四の規定は同年4月1日から施行すること。
- 六 一の規定は、平成19年4月1日から適用すること。

## 【決算行政監視委員会】

### 平成17年度一般会計歳入歳出決算、平成17年度特別会計歳入歳出決算、平成17年度国税収納金整理資金受払計算書及び平成17年度政府関係機関決算書

本件は、憲法第90条の規定に基づき、国会に提出されたものであり、その概要は次のとおりである。

#### 一 一般会計

平成17年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額89兆2億7,128万円余、歳出決算額85兆5,195億9,220万円余であり、差引き3兆4,806億7,907万円余の剰余を生じたが、この剰余金は、財政法第41条の規定により、平成18年度の一般会計の歳入に繰入れ済みである。

なお、平成17年度における財政法第6条の純剰余金は、9,009億3,239万円余で、この金額の2分の1を下らない額は、公債又は借入金の償還財源に充てることとなっている。

債務負担額（保証債務及び損失補償債務の負担額を除く。）は、平成17年度末現在537兆2,434億4,445万円余で前年度末に比し、25兆7,034億3,027万円余増加している。

保証債務及び損失補償債務負担額は、平成17年度末現在55兆429億5,337万円余で前年度末に比し、4兆7,295億3,088万円余減少している。

#### 二 特別会計

平成17年度の特別会計の数は31であり、その歳入歳出の決算額の合計額は、歳入452兆1,410億3,940万円余、歳出401兆1,835億6,566万円余である。また、翌年度繰越額の合計額は14兆5,752億6,276万円余、不用額の合計額は9兆2,312億80万円余である。

債務負担額は、平成17年度末現在299兆2,470億8,779万円余で前年度末に比し、20兆1,396億6,337万円余増加している。

#### 三 国税収納金整理資金

平成17年度の国税収納金整理資金の受入れ及び支払いは、資金への収納済額60兆6,966億7,326万円余、資金からの一般会計等の歳入への組入額等59兆9,724億3,281万円余であり、差引き7,242億4,044万円余が平成17年度末の剰余資金となる。これは主として特定地方税に係る還付金の支払決定未済のものである。

#### 四 政府関係機関

平成17年度の政府関係機関の数は8であり、その収入支出の決算額の合計

は、収入 4 兆 7, 104 億 7, 583 万円余、支出 4 兆 1, 028 億 4, 571 万円余である。

## （議決の内容）

平成17年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につき、次のとおり議決すべきものと決定した。

本院は、平成17年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

- 1 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

- (1) 国の財政は、公債残高が年々増加の一途を辿り、非常に厳しい状況にある。2011年度には国と地方の基礎的財政収支を確実に黒字化する財政健全化の目標に向け、歳出の水準を一層厳しく抑制していくべきである。また、財政融資資金の貸付残高の圧縮及び特別会計等における国の資産の適正規模への圧縮に取り組んでいくべきである。さらに、多額の剰余金が問題となっている農業経営基盤強化措置特別会計においては、農業改良資金貸付金の貸付実績及び見通し等を精査の上、剰余金について一般会計への繰り入れ等の措置を講ずるべきである。
- (2) 国民の医療に対する信頼確保と良質な医療提供体制の実現に向け、適正な医療費の在り方を検討するとともに、病院勤務医の勤務環境の改善、医師の地域偏在の解消、小児科医や産科医の適正配置、救急医療体制の充実強化等に全力で取り組むべきである。また、看護職員の確保に向けた処遇改善、離職防止、再就業支援等の施策の計画的な実施、助産師の活用促進に向けた対策の充実に努めるべきである。さらに、本年施行された「がん対策基本法」については、基本理念を十分踏まえ、がん予防及び早期発見の推進、がん医療の均てん化、研究の推進等に万全を期すべきである。
- (3) 公的年金制度に対する国民の信頼の回復を図るため、社会保険庁による年金記録の管理実態、納付記録の確認、基礎年金番号を用いての把握がなされていない記録等の調査を徹底して実施するとともに、納付記録の消失や支給漏れの防止に向けた年金記録の管理体制強化に万全を期すべきである。

- (4) 近年、地域の財政力や家庭の経済力の格差により、子どもの教育環境格差が広がっている。一方、高等教育機関に対しては、質の高い教育研究に向けた適正かつ効果的な財政支援が求められている。については、奨学金の充実等へ向けた取組みを一層推進するとともに、これら個人への助成と大学等への助成との適切なバランスによる財政支出に取り組むべきである。また、子どものいじめが原因と考えられる自殺が深刻化していることから、いじめ等問題行動に対し、実態把握に努め、政府、家庭、学校等がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべきである。
- (5) 文化財は、国民の貴重な財産であり、我が国の歴史、伝統、文化等の理解のために欠くことができないものである。経済の発展や開発が進む中で、歴史的建造物・史跡等の文化財とその周辺環境の保存及び活用を図るため、都市行政等他分野との施策の連携を図ることに努めるべきである。
- (6) 天下りを背景とした官製談合事件が相次いで発生している。については、一般競争入札の範囲を拡大するなど、入札・契約手続の透明性・客観性、競争性を確保するための改革を進めるとともに、事実関係について、職員の再就職状況を含め徹底した調査を行い、官製談合事件の再発防止に万全を期すべきである。また、談合等の弊害となる天下りをなくす措置を含む公務員制度改革を実現すべきである。
- (7) 郵政民営化については、今後、民間の創意工夫による様々なサービスの提供を国民が享受できるよう環境整備作りに努める一方、当面の間、国の出資が残ることに鑑み、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の業務範囲については、他の金融機関とのイコルフットィングの状況や両社の経営状況等を勘案し適切に対応していくべきである。また、地方においてサービスが維持されるよう対応すべきである。
- (8) 地方自治体が自立し、責任を持って行政サービスを提供するため、地方分権改革推進法等を通じて国と地方の役割を明確に分担し、これに基づき国から地方に事務事業、権限及び財源を移譲するなど、地域格差に留意しつつ国と地方の税財政の関係を根本的に見直す改革を推進すべきである。
- (9) 公会計制度においては、国民に対して国の財政事情を分かりやすく開示し、財政の透明性・一覧性を向上させるとともに財務情報を予算編成に活用し、予算の効率化・適正化につなげることなどが求められている。また、政策評価制度においては、その充実及び政策への反映を通じて、効率的で質の高い行政を実現させることが求められている。政府は、これら制度の

一層の充実を図ることにより、国民への説明責任の徹底など国民本位の行政に向けた取組みを推進すべきである。

- 2 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講じるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

- 3 決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

### **平成17年度国有財産増減及び現在額総計算書**

本件は、国有財産法第34条第1項の規定に基づき国会に報告されたものであり、その概要は次のとおりである。

平成17年度中の国有財産の増減額は、総増加額13兆7,524億2,053万円余、総減少額23兆7,707億9,513万円余であり、差引き純減少額は10兆183億7,459万円余である。

これを平成16年度末現在額95兆2,198億3,489万円余から差引きすると、平成17年度末現在額は85兆2,014億6,029万円余である。

平成17年度末現在額の内訳を分類別、区分別にみると、分類別では行政財産32兆6,205億3,025万円余、普通財産52兆5,809億3,004万円余であり、区分別では政府出資等45兆9,960億6,630万円余、土地19兆3,826億6,525万円余、立木竹6兆6,591億6,959万円余、工作物5兆8,827億1,648万円余、建物4兆2,486億7,418万円余等である。

### **平成17年度国有財産無償貸付状況総計算書**

本件は、国有財産法第37条第1項の規定に基づき国会に報告されたものであり、その概要は次のとおりである。

平成17年度中の無償貸付財産の増減額は、総増加額3,885億4,760万円余、総減少額4,064億4,967万円余であり、差引き純減少額は179億207万円余である。

これを平成16年度末現在額1兆922億3,018万円余から差引きすると、平成

17年度末現在額は1兆743億2,811万円余である。

平成17年度末現在額の用途別の内訳は、公園の用に供するもの1兆389億5,383万円余、緑地の用に供するもの111億7,319万円余等である。



**【議院運営委員会】**

**国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第7号）要旨**

本案は、人事院勧告による政府職員の給与改定に準じて議員秘書の勤勉手当の額の改定を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

- 一 平成19年12月期の勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定すること。
- 二 平成20年度以後の勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定すること。
- 三 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、二は、平成20年4月1日から施行すること。

## 【災害対策特別委員会】

### 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第9号）

#### 要旨

本案は、被災者の居住の安定の確保による生活の再建の支援等の充実を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の目的を、「自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること」に改めること。
- 二 被災世帯とは、政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であつて次に掲げるものをいうこと。
  - 1 その居住する住宅が全壊した世帯
  - 2 その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること等のやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
  - 3 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続すること等の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
  - 4 その居住する住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（2及び3に掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）
- 三 被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給要件及び支給内容を次のとおり見直すこと。
  - 1 支援金の支給について被災世帯の世帯主の年齢及び収入に係る要件を廃止すること。
  - 2 支援金の額は、100万円（大規模半壊世帯にあつては、50万円）に、それぞれ、次の(一)から(三)までに定める額を加えた額とすること。
    - (一) その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯200万円
    - (二) その居住する住宅を補修する世帯100万円
    - (三) その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯50万円
  - 3 被災世帯が、同一の自然災害により2の(一)から(三)までのうち2以上に該当するときの支援金の額は、100万円（大規模半壊世帯にあつては、50万

円) に 2 の(一)から(三)までに定める額のうち最も高いものを加えた額とすること。

4 二の 3 に該当する被災世帯であって政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、300万円を超えない範囲内で政令で定める額とすること。

5 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、2 から 4 までによる額の 4 分の 3 とすること。

#### 四 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して 1 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

2 この法律による改正後の支援金の支給制度は、この法律の公布日以後に生じた自然災害に係る支援金の支給について適用し、公布日前に生じた自然災害に係る支援金の支給については、なお従前の例によること。

3 平成19年能登半島地震による自然災害、平成19年新潟県中越沖地震による自然災害、平成19年台風第11号及び前線による自然災害又は平成19年台風第12号による自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主が公布日以後に申請を行った場合における支援金の支給については、この法律による改正後の支援金の支給制度によること。

#### ( 附帯決議 )

自然災害による被災者がその被害から回復するためには、日常生活の再建とともに、その生活の基盤たる「住まい」の再建を欠かすことはできない。また被災地における住宅再建は、単に個人レベルにおける再建だけではなく、地域社会の迅速な復興のためにも極めて重要である。かかる見地から、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 支援金の支給限度額については、被災者の住宅再建に対する意欲に十分応え得るよう、今後の実績等を踏まえ、引き続き検討すること。

二 支援金支給等の前提となる住宅の被害認定については、浸水被害及び地震被害の特性にかんがみ、被害の実態に即して適切な運用が確保されるよう検討を加えること。

三 支援金の申請及び支給状況等を勘案し、本法施行後 4 年を目途として、対象及び負担のあり方を含め、制度の見直しなどの総合的な検討を加えること。

四 被災世帯の認定にあたり、各地域において、格差の生じないように、関係機関において必要な方法を講じること。

右決議する。

## 【政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会】

### 政治資金規正法の一部を改正する法律案（政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出、衆法第20号）要旨

本案は、政治団体の支出に係る収支報告の適正の確保及び透明性の向上のため、国会議員又は国会議員になろうとする者の関係する政治団体（以下「国会議員関係政治団体」という。）に係る収支報告等に特例を設けるとともに、総務省に政治資金適正化委員会を設置するもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 国会議員関係政治団体に係る領収書等の徴収、収支報告書の記載・提出等の特例

- 1 国会議員関係政治団体は、すべての支出について領収書等を徴収するものとする。
- 2 国会議員関係政治団体は、人件費を除く経費で1件1万円を超える支出について、収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付をしなければならないものとする。
- 3 国会議員関係政治団体は、収支報告書の提出に際し、弁護士、公認会計士又は税理士からなる登録政治資金監査人の監査を受け、政治資金監査報告書を併せて提出しなければならないものとする。

#### 二 政治資金適正化委員会の設置

総務省に国会の議決により指名された委員5人からなる政治資金適正化委員会を設置し、収支報告書の記載方法に係る基本方針の策定、登録政治資金監査人の登録、研修等の業務を行うものとする。

#### 三 国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示

何人も、国会議員関係政治団体について、収支報告書の要旨の公表日から3年間、当該報告書を受領した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、当該報告書に係る人件費を除く支出のうち、1件1万円以下の支出に係る領収書等の写しの開示を請求することができるものとする。

#### 四 収支報告書の写しの交付等

何人も、収支報告書の要旨の公表日から3年間、収支報告書の写しの交付を請求することができるものとする。並びに総務大臣及び都道府県の選挙管理委員会は収支報告書に併せて提出された領収書等の写しを収支報告書の要旨の公表日から3年間、保存しなければならないものとする。

#### 五 施行期日等

- 1 この法律は、平成20年1月1日から施行すること。
- 2 政治資金適正化委員会の設置及び登録政治資金監査人に関する規定は平成20年4月1日から、国会議員関係政治団体の届出に関する規定は平成20年10月1日から施行し、一1及び四の前段については平成21年1月1日から、一2、3及び三については平成21年分の収支報告書及び少額領収書等から適用すること。
- 3 一の実施後3年を目途に、対象となる政治団体の範囲の拡大等について検討を加えること。

**【国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会】**

**テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案  
(内閣提出第6号)要旨**

本案は、我が国がテロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊その他これに類する組織（以下「諸外国の軍隊等」という。）に対し旧テロ対策特別措置法（平成13年法律第113号）に基づいて実施した海上自衛隊による給油その他の協力支援活動が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に貢献し、国際連合安全保障理事会決議第1776号においてその貢献に対する評価が表明されたこと等を踏まえ、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 政府は、この法律に基づく補給支援活動を適切かつ迅速に実施することとし、同活動の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならず、同活動は、我が国領域並びに戦闘行為が行われていないインド洋等（その上空を含む。）及び外国の領域（当該外国の同意がある場合に限る。）において実施するものとする。
- 二 補給支援活動とは、自衛隊がテロ対策海上阻止活動に係る任務に従事する諸外国の軍隊等の艦船に対して実施する自衛隊に属する物品及び役務の提供（艦船若しくは艦船に搭載する回転翼航空機の燃料油の給油又は給水を内容とするものに限る。）に係る活動をいうものとする。
- 三 内閣総理大臣は、補給支援活動を実施するに当たっては、あらかじめ、補給支援活動に関する実施計画（以下「実施計画」という。）の案につき閣議の決定を求めなければならないものとする。
- 四 内閣総理大臣は、実施計画の決定又は変更があったときは、その内容を、補給支援活動が終了したときは、その結果を、遅滞なく、国会に報告しなければならないものとする。
- 五 補給支援活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己等又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命等の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができるものとする。
- 六 この法律は、公布の日から施行し、施行の日から起算して1年を経過した日に、その効力を失うこと。ただし、その日より前に、補給支援活動を実施

する必要がないと認められるに至ったときは、速やかに廃止すること。なお、1年を経過する日以後においても必要があるときは、別の法律により、1年以内の期間を定めて、その効力を延長することができるものとする。





## 決議案

### 【委員会】

#### (総務委員会)

#### **国民の権利を保障し利便向上を図るための郵政事業の推進に関する件**

政府は、平成18年度日本郵政公社決算等を踏まえ、国民の郵政事業に関する権利が保障されるように、次の事項に特段の配慮をすべきである。

- 一、日本郵政公社の平成18年度決算においては、黒字を確保したが、日本郵政グループ各社においても、国民、利用者に対し適切にサービスを提供できるよう、安定的な経営を確保すること。
- 二、国民の貴重な財産であり、国民共有の生活のインフラ、セーフティネットである郵便局ネットワークが維持されるとともに、金融排除が発生することなく、郵便局において郵便のほか、貯金、保険のサービスが確実に提供されるよう、関係法令の適切かつ確実な運用を図り、現行水準が維持され、万が一にも国民の利便に支障が生じたり、地方間格差を拡大したりすることのないよう、万全を期すこと。その際、いわゆる「ひまわりサービス」等についても前向きに対応すること。各種料金について周知説明を尽くすとともに、各種料金について国民利用者の急激な負担増とならないよう一層の努力をすること。簡易郵便局についても郵便局ネットワークの重要な一翼を構成するものであり、同様の考え方で対応をすること。
- 三、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険については、当面の間は国の出資が残ることを踏まえ、公正な市場競争の支障にならないように配慮すること。
- 四、各会社の情報システムについて、国民生活に支障の生ずることのないよう、万全の体制を確立すること。
- 五、国民に対し、適切なサービスを提供できるよう、日本郵政グループ各社のコンプライアンスを徹底し、特別送達、内容証明郵便等、公的なサービスが適正かつ確実に実施されるよう、体制を構築すること。
- 六、職員が安心して働ける環境づくりについて、労使交渉の結果が確実に実施され、労使間の十分な意思疎通を図り、適切に対応すること。
- 七、特定郵便局の局舎の賃貸借契約の期間については、業務基盤の安定性を確保する観点から、民間における契約の状況を参考にしつつ、長期の契約とするなど適切な対応をすること。また、特定郵便局の局舎の賃貸借料については、今後も適切な算出基準に基づく賃貸借料を維持すること。
- 八、当面の間、敵対的買収に対する適切な防衛策を措置すること。

九、特殊法人・独立行政法人、特別会計等を抜本的に改革し、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の資金運用が公的部門のムダづかいを実質的に助長している構造を変えるよう努めること。

十、税制等に関し、以下の点について十分配慮すること。

税制については、4分社化など郵政民営化に伴う特別な論点を踏まえつつ、消費税の減免などを含め関係税制について所要の検討を行うこと。

郵政民営化により法人税等の税収が増加することを踏まえ、過疎対策や高齢者対策の充実を図ること。

十一、郵政グループ各社の株主は、国民であることをかんがみ、民営化の進捗状況について、適時適切に把握するとともに、求めに応じて国会に報告すること。

十二、民営化の進捗状況に応じて速やかに検討を加え、必要な民営化の見直しを行うこと。また、国民生活に必要な郵政事業に係るサービスの適切な提供に向け必要があれば経営形態の在り方を含め、総合的な見直しを行うこと。  
右、決議する。

## (厚生労働委員会)

### ウイルス性肝炎問題の全面解決に関する件

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎ウイルスの感染という薬害事件は、多くの被害者を生んだが、これ以外の要因によるウイルス性肝炎感染者も多数おり、それらの方々は症状の重篤化に対する不安を抱えながら生活を営んでいる。このような状況を踏まえ、政府は、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」の施行及び今後の肝炎対策の実施に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 「投与の事実」、「因果関係」及び「症状」の認否に当たっては、カルテのみを根拠とすることなく、手術記録、投薬指示書等の書面又は医師、看護師、薬剤師等による投与事実の証明又は本人、家族等による記録、証言等も考慮すること。

二 法律の施行の日から5年に限られている給付金の支給の請求については、施行後における請求状況を勘案し、必要があると認めるときは、その期限の延長を検討すること。

三 約350万人と推計されているウイルス性肝炎患者・感染者が最良の治療体

制と安心して暮らせる環境を確保するため、医療費助成措置等の早期実現を図ること。

四 先天性の傷病の治療に際して血液製剤を投与されウイルス性肝炎に感染した者への必要な措置について、早急に検討すること。

五 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤以外の血液製剤の投与によるウイルス性肝炎の症例報告等を調査し、その結果を踏まえて受診勧奨等必要な措置について、早急に検討すること。

右決議する。

#### (農林水産委員会)

##### **鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する件**

農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等への被害が深刻化しており、これに対処することが農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に際して緊急の課題となっている。

よって、政府及び地方公共団体は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の施行に当たっては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止を適切かつ効果的に実施するためには、その関連する業務に携わる者が鳥獣の習性等鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する事項について知識経験を有していることが重要であることにかんがみ、研修の機会の提供、技術的指導を行う者の育成その他の当該業務に携わる者の資質の向上を図るために必要な措置を適切に講ずるべきである。

右決議する。

#### (北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会)

##### **米国の「北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除」の動きに反対する決議**

北朝鮮は、わが国の国民をはじめとする複数の国から無辜の民を拉致し抑留し続けている。

拉致は、国家主権及び国民の生命と安全に係わる重大な問題であり、わが国は、全ての被害者の安全確保及び即時帰国、真相究明並びに拉致実行犯の引き渡しを強く要求している。

一方、北朝鮮は2002年、長年否定していた日本人の拉致をはじめと認め、その後5人の被害者が帰国を果たしたが、残る多くの被害者に関しては誠意ある説明をせず「拉致問題は解決済み」を主張するばかりである。

米国は、1988年に北朝鮮をテロ支援国家として指定し、2004年にはその指定理由の1つとして新たに国務省国際テロ報告書に外国人拉致問題を書き込んだ。

それは、拉致解決を北朝鮮に迫る強い圧力となり、わが国国民を勇気づけ、拉致問題に毅然たる態度で臨むわが国外交を後押しするものとなっているが、米国は一部の核施設の「無能力化」などの見返りとして指定解除を行うのではないかと伝えられている。

拉致はテロであり、拉致被害者が抑留され続けている以上、テロは今も続いている。本年4月の国務省国際テロ報告書も引き続き拉致問題を明記した。

抑留されている被害者が帰ってきていないのに指定解除がなされることは、多くの日本国民を落胆させ、日米同盟に重大な影響を及ぼすことを懸念するものである。

米国内でも安易なテロ支援国家指定解除への危惧が高まり、下院で拉致被害者の帰国などを条件とする法案がすでに提出されており、上院でも同様の動きが出ているところである。

拉致被害者全員を一刻も早く救出するために、特に、日米関係の重大さに鑑み、日本政府は米国が「北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除」をしないよう、最大限の外交努力を尽くすべきである。

また、米国におかれても、かかる観点から「北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除」をしない方針を堅持されるべきである。

右決議する。

## 通過議案概要一覧

提出・成立欄に西暦の記載のないものについては2007年である。

委員会名	議案名	概要	提出	成立
内閣	銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）	最近における銃器を使用した犯罪の続発により、国民生活に重大な脅威が生じていること等の状況にかんがみ、けん銃等を使用した凶悪犯罪等を抑止するため、罰則を強化する等の措置を講じようとするもの	10/16	11/26
総務	放送法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第94号）（修正）	通信・放送分野の改革を推進するため、NHK経営委員会の監督権限の明確化等ガバナンスの強化、国際放送の命令放送制度から要請放送制度への変更、放送事業者のグループ経営を可能とする認定放送持株会社制度の導入、番組ねつ造等を行った放送事業者に対して再発防止計画の提出を求める制度の導入等を行うもの なお、NHK経営委員会の権限の法定による明確化、経営委員が個別の放送番組の編集を行うこと等の禁止、再発防止計画に関する改正規定の削除等についての修正を行った。	4/6	12/21
	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）	平成19年8月8日付けの給与改定に関する人事院勧告にかんがみ、一般職の職員の給与改定を行うとともに、専門スタッフ職俸給表の新設等を行おうとするもの	11/2	11/26
	行政書士法の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第21号）	行政書士は、行政書士が作成できる書類に関連する聴聞又は弁明の機会の付与等の手続に係る行為について、弁護士法第72条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除き、代理することができるものとするとともに、行政書士に係る欠格事由、懲戒、罰則等に関する規定を整備するもの	12/20	(2008) 1/9
法務	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）	一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額の改定を行うもの	11/2	11/30
	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）			

委員会名	議案名	概要	提出	成立
法務	借地借家法の一部を改正する法律案(法務委員長提出、衆法第16号)	事業用の定期借地権の存続期間の上限を引き上げ、10年以上50年未満とするもの	12/ 7	12/14
財務金融	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案(財務金融委員長提出、衆法第13号)	預金口座等への振込みを利用して行われた詐欺(いわゆる「振り込め詐欺」)等の犯罪行為により被害を受けた者に対する被害回復分配金の支払等のため、預金等に係る債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定めるもの	12/ 5	12/14
厚生労働	労働契約法案(内閣提出、第166回国会閣法第80号)(修正)	個別労働関係紛争の解決や未然防止に資するため、労働契約は、労働者及び使用者の自主的な交渉の下で、合意により成立し、又は変更されるとする原則、就業規則との関係等の労働契約に関する基本的なルールを定めるもの なお、均衡待遇についての原則及び仕事と生活の調和についての原則を追加する等の修正を行った。	3/13	11/28
	最低賃金法の一部を改正する法律案(内閣提出、第166回国会閣法第82号)(修正)	地域別最低賃金について、全国各地域ごとに決定を義務付け、生活保護との整合性も考慮するよう決定基準を明確化するとともに、罰金額を引き上げるほか、産業別最低賃金について、最低賃金法の罰則の適用がない民事的なルールに改めるもの なお、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護との整合性に配慮することとする修正を行った。	3/13	11/28
	社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案(第166回国会内閣提出第87号、参議院送付)	社会福祉士及び介護福祉士の資質の確保及び向上並びに社会福祉士の活用の場の充実を図るため、これらの定義・義務及び資格の取得方法並びに身体障害者福祉司等の任用の資格の見直しを行うもの	3/14	11/28
	身体障害者補助犬法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第3号)	補助犬を使用する身体障害者の施設等の利用を円滑化するため、一定規模以上の事業所における補助犬の受入の義務化、都道府県における苦情相談制度の創設等の措置を講ずるもの	11/ 2	11/28

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
厚生労働	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第4号）	中国残留邦人等の老後の生活の安定を図るため、満額の老齢基礎年金等の支給のための特例措置、生活保護とは異なる新たな支援給付の実施等の措置を講ずるもの	11/ 2	11/28
	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案（大村秀章君外6名提出、衆法第5号）（修正）	年金記録確認第三者委員会において事業主が厚生年金保険の保険料を源泉控除していながら社会保険庁に納付していないとされた事案について、保険給付を行うとともに、事業主に保険料納付を勧奨し、納付を申し出ない事業主名等を公表した上でなお納付しない場合に国がその保険料相当額を負担する等の措置を講ずるもの なお、国は、保険料相当額を負担したときは、被保険者の事業主に対する請求権を取得すること、事業主の保険料納付状況などを国会に報告すること等の修正を行った。	11/ 2	12/12
	老人福祉法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第15号）	厚生農業協同組合連合会が医療と福祉の一体的なサービスを提供できるようにするため、公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置する農業協同組合連合会は特別養護老人ホームを設置することができることとするもの	12/ 7	12/12
	特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案（厚生労働委員長提出、衆法第23号）	血液製剤による肝炎感染被害に対し、政府の責任を認め、政府が謝罪を行うことを前文において明記するとともに、これらの被害者に対し人道的観点から、投与の時期を問わず感染者等の症状に応じた給付金の支給等の措置を講ずるもの	(2008) 1/ 8	(2008) 1/11
農林水産	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案（農林水産委員長提出、衆法第17号）	農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等の被害が深刻な状況にあるため、農林水産大臣策定の基本指針に即して被害防止計画を定めた市町村は、都道府県に代わり、鳥獣捕獲の許可権限を行使することができる制度を設けること等の措置を講ずるもの	12/11	12/14

委員会名	議案名	概要	提出	成立
経済産業	消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案(内閣提出第1号)	経年劣化により特に重大な危害が生じるおそれが多い消費生活用製品について、製造事業者等に対し、製品に点検期間を表示するとともに、消費者に点検期間の到来を通知し、消費者の依頼があった場合は点検の実施を義務付ける等の措置を講じるもの	10/12	11/14
	電気用品安全法の一部を改正する法律案(内閣提出第2号)	最近、多発しているリチウムイオン電池による異常発熱等の危険の発生を防止するため、蓄電池を電気用品安全法による規制の対象に追加するとともに、旧電気用品取締法に基づく技術基準に適合した電気用品の安定的な流通を確保するため、電気用品の販売に係る特例措置を講じるもの	10/12	11/14
	外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(内閣提出、承認第2号)	外国為替及び外国貿易法に基づいて平成18年10月14日から実施されている北朝鮮からの輸入を全面禁止するなどの措置について、平成19年10月14日以降も継続して当該措置を講じたことについて、国会の承認を求めるもの	10/19	11/14
国土交通	気象業務法の一部を改正する法律案(内閣提出第3号)	地震及び噴火による被害の軽減を図るため、発生した断層運動による地震動及び火山現象についての一般の利用に適合する予報及び警報を気象庁に義務付けること等を定めるもの	10/12	11/14
	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(内閣提出、承認第1号)	入港禁止についての平成18年7月5日の閣議決定の一部を変更(北朝鮮船籍のすべての船舶の入港禁止の期間を平成20年4月13日まで延長)したため、特定船舶入港禁止法第5条第1項の規定に基づき、入港禁止の実施について国会の承認を求めるもの	10/19	11/14
環境	温泉法の一部を改正する法律案(内閣提出第4号)	温泉の掘削や採取の際に発生する可燃性天然ガス(メタンガス)による災害を防ぐため、掘削の許可基準の見直しや採取の許可制度の創設等の措置を講ずるもの	10/12	11/26



委員会名	議案名	概要	提出	成立
安全保障	防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）	一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定するとともに、任期制自衛官に係る退職手当の算定方法等を改めるもの	11/ 2	11/30
決算行政 監視	平成17年度一般会計歳入歳出決算、平成17年度特別会計歳入歳出決算、平成17年度国税収納金整理資金受払計算書及び平成17年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入89兆2億7千万円余、歳出85兆5,195億9千万円余であり、差引き剰余は3兆4,806億7千万円余 特別会計の決算額は、31の特別会計があつて歳入合計452兆1,410億3千万円余、歳出合計401兆1,835億6千万円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額60兆6,966億7千万円余、一般会計の歳入への組入額等は59兆9,724億3千万円余であり、資金残額は7,242億4千万円余 政府関係機関の決算額は、8つの機関があつて収入合計4兆7,104億7千万円余、支出合計4兆1,028億4千万円余	(2006) 11/21	10/18
	平成17年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の平成17年度末現在額は、平成16年度末現在額より10兆183億7千万円余減少し、85兆2,014億6千万円余	(2006) 11/21	10/18
	平成17年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が公園・緑地などとして自治体等に無償で貸付けている国有財産の総額は、平成17年度末現在、平成16年度末現在額より179億円余減少し、1兆743億2千万円余	(2006) 11/21	10/18
議院運営	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第7号）	国会議員の秘書について、政府職員の給与改定に準じて本年12月期及び来年度以後の勤勉手当の支給割合を改正するもの	11/ 8	11/26
災害対策	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第9号）	被災者の居住の安定の確保による生活の再建の支援等の充実を図るため、被災者生活再建支援金の支給要件及び支給内容の見直し等の措置を講ずるもの	11/ 8	11/ 9

委員会名	議案名	概要	提出	成立
倫理選挙	政治資金規正法の一部を改正する法律案（政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出、衆法第20号）	国会議員又は国会議員になろうとする者の関係する政治団体（国会議員関係政治団体）に係るすべての支出についての領収書等の徴収、人件費を除く1件1万円を超える支出についての収支報告書への明細の記載及び領収書の写しの添付、登録政治資金監査人による監査、1万円以下の少額領収書等の公開等の特例を設けるとともに、総務省に政治資金適正化委員会を設置する等の措置を講ずるもの	12/19	12/21
テロ・イラク	テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案（内閣提出第6号）	我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的に寄与するため、テロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊等に対する給油・給水の補給支援活動を行うもの	10/17	(2008) 1/11

【参考】 閉会中審査議案概要一覧

( 内閣提出、 衆法、 参法 )

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	人身取引等の防止及び人身取引等の被害者の保護に関する法律案(小宮山洋子君外4名提出、第163回国会衆法第6号)(民)	人身取引等がその被害者の人権を著しく侵害することにかんがみ、あわせて人身取引等に関する国際的動向を踏まえ、人身取引等を防止するとともに、人身取引等の被害者の保護を図るもの
	道路交通法の一部を改正する法律案(小宮山洋子君外3名提出、第163回国会衆法第12号)(民)	幼児の生命及び身体を保護するため、二輪又は三輪の自転車に乗車させる際の幼児用ヘルメットの着用義務に関する規定を当該自転車の運転者の遵守事項等として追加しようとするもの
	消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案(長妻昭君外2名提出、第164回国会衆法第26号)(民)	消費生活用製品等及び特定生活関連物品による危害の発生又は拡大の防止を図り、一般消費者の利益を保護するため、これらの物品に係る危険情報の提供等が適切に行われるよう、危害防止措置等の必要な措置を定めるもの
	宇宙基本法案(河村建夫君外7名提出、第166回国会衆法第50号)(自・公)	宇宙開発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、宇宙開発に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国の責務等を明らかにし、並びに宇宙基本計画の作成について定めるとともに、宇宙開発戦略本部を設置するもの
総務	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案(内閣提出、第166回国会閣法第97号)	地方公務員に係る制度の改革を進めるため、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保するもの
	電気通信事業法の一部を改正する法律案(高井美穂君外2名提出、第165回国会衆法第7号)(民)	携帯電話等の契約の締結等に際し、電気通信事業者等に対して、出会い系サイト等インターネット上の子どもの健全な育成を阻害するおそれがある情報の閲覧を制限する役務(フィルタリングサービス等)の提供の有無等の説明を義務付けるもの
	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案(馬淵澄夫君外4名提出、第166回国会衆法第29号)(民)	地方公共団体の機関等の業務の公正な執行の確保等に資するため、地方公務員の離職後の就職に係る制限に関する措置を定めるもの

委員会名	議 案 名	概 要
総務	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案(馬淵澄夫君外4名提出、第166回国会衆法第41号) (民)	地方公務員制度の改革を一層進め、地方公共団体の機関等の業務の公正な執行の確保等に資するため、地方公務員による他の役職員の再就職に係る依頼等の規制及び再就職者による依頼等の規制の導入等の退職管理の適正化に関する措置を講ずるもの
	日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案(自見庄三郎君外6名提出、参法第7号) (民・社・国)	郵政民営化の見直しに当たっての日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等について定めるもの
法務	犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第163回国会閣法第22号)	組織的な犯罪の共謀罪の新設、コンピュータ・ウィルス作成罪の新設、通信履歴の電磁的記録の保全要請、強制執行を妨害する行為の処罰対象の拡充等の法整備を行うもの
	刑事訴訟法の一部を改正する法律案(河村たかし君外2名提出、第164回国会衆法第13号)(民)	被疑者の取調べ等について弁護人の立会いを認める制度及び被疑者の取調べ状況等の録音・録画を義務付ける制度を導入するとともに、権利保釈の除外事由を制限する等の措置を講ずるもの
	民法の一部を改正する法律案(枝野幸男君外7名提出、第164回国会衆法第35号)(民・共・社・無)	婚姻制度に関し、選択的夫婦別氏制の導入並びに婚姻最低年齢及び再婚禁止期間の見直し等を行い、相続制度に関し、嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分と同一とする等の措置を講ずるもの
	債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案(原田義昭君外5名提出、第166回国会衆法第48号) (自・公)	事業の再生等を通じた金融機能の強化が求められていることにかんがみ、不良債権処理、資産流動化及び倒産処理の迅速化の一層の促進を図るため、債権回収会社の取扱債権の範囲を拡大する等の措置を講ずるもの
	非自然死体の死因等の究明の適正な実施に関する法律案(細川律夫君外2名提出、第166回国会衆法第51号) (民)	非自然死体の死亡原因、死亡の推定年月日時と場所、犯罪の嫌疑の有無などの究明に関して都道府県警察の死因調査専門職員の派遣など必要な手続と方法を定めるもの

委員会名	議 案 名	概 要
法務	法医学研究所設置法案（細川律夫君外 2 名提出、第166回国会衆法第52号） （民）	犯罪死体・非犯罪死体の区別なく、死体の検案・解剖、身元が明らかでない死体の指紋・歯形の分析や遺伝子構造の鑑定その他の科学的調査を適確に行うために法医学研究所を国の施設等機関として設置することを定めるもの
外務	経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第 1 号）	日本とブルネイとの間の経済上の連携を図るため、貿易及び投資の自由化及び円滑化、エネルギー分野における規律、ビジネス環境の整備、二国間協力等について定めるもの
	経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第 2 号）	日本とインドネシアとの間の経済上の連携を図るため、貿易及び投資の自由化及び円滑化、エネルギー分野における規律、ビジネス環境の整備、二国間協力等について定めるもの
	投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第 3 号）	日本とカンボジアとの間の投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護について定めるもの
文部科学	学校教育法の一部を改正する法律案（武正公一君外 4 名提出、第165回国会衆法第 2 号） （民）	小・中・高等学校等において、いじめや不登校等の問題等に対応するとともに、児童生徒が適切な職業選択その他の進路決定を行うための指導ができるようにするため、専門的知識をもって、児童生徒の心理相談又は進路相談に応じ、指導及び助言を行う専門相談員を置くことができるようにするもの
	公立の小中学校等における地震防災上改築又は補強を要する校舎等の整備の促進に関する臨時措置法案（藤村修君外 2 名提出、第166回国会衆法第53号） （民）	地方公共団体に対して、その設置する小中学校等の校舎等に係る耐震診断の実施及びその結果等の公表等を義務付けるとともに、当該校舎等の改築又は補強の速やかな実施等について定め、当該校舎等に関する地震防災上必要な整備の促進を図るもの
厚生労働	労働基準法の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第81号）	1 か月80時間を超える時間外労働について、法定割増賃金率を 2 割 5 分から 5 割に引き上げるとともに、現在、原則として日単位で取得することとされている年次有給休暇について、労使協定により、5 日分は時間単位での取得を可能とするもの

委員会名	議 案 名	概 要
厚生労働	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第95号）	公的年金制度全体に対する国民の信頼を高めるため、公務員及び私立学校教職員についても厚生年金保険制度を適用する措置を講ずるほか、短時間労働者への厚生年金保険制度の適用拡大等の措置を講じようとするもの
	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（中山太郎君外 5 名提出、第164回国会衆法第14号） （自・公）	脳死判定、臓器摘出を可能とする要件について、本人の意思が不明で遺族の書面による承諾がある場合を、現行の要件に追加する等の改正を行うもの
	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（斉藤鉄夫君外 3 名提出、第164回国会衆法第15号） （自・公）	脳死判定、臓器摘出についての本人の意思表示ができる年齢要件を、現行の15歳以上から、12歳以上に引き下げる等の改正を行うもの
	国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（大村秀章君外 6 名提出、衆法第 6 号） （自・公）	年金教育・広報等の事業について、施設の建設等を行わないことを条文上明記するほか、年金事業運営経費の国庫及び年金保険料の財源ごとの用途を国会に報告することとするもの
	肝炎対策基本法案（川崎二郎君外15名提出、衆法第 8 号） （自・公）	肝炎対策を総合的に推進するため、肝炎対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びに肝炎対策の推進に関する指針の策定について定めるとともに、肝炎患者の療養に係る経済的支援等肝炎対策の基本となる事項を定めるもの
	児童扶養手当法の一部を改正する法律案（西村智奈美君外 2 名提出、衆法第14号） （民）	児童扶養手当の支給開始後 5 年を経過した場合等においてその額を 2 分の 1 まで減額する措置に係る規定を削除するもの
	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（金田誠一君外 2 名提出、衆法第18号） （民・社）	脳死の定義を「脳幹を含む脳全体のすべての機能が不可逆的に喪失すること」に改めるとともに、生体からの臓器移植について、移植対象者の親族が臓器を提供する意思を書面により表示している場合に認めることとするもの
	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案（河村建夫君外 5 名提出、衆法第19号） （自・公）	国内に居住地及び現在地を有しない者が国外において被爆者健康手帳の交付を申請することができるようにするもの

委員会名	議 案 名	概 要
厚生労働	介護労働者の人材確保に関する特別措置法案 (三井辨雄君外3名提出、衆法第24号) (民)	他の業種に従事する労働者と比較して低い水準にある介護労働者の賃金の引上げを図るため、介護労働者の平均賃金の見込額が基準を上回る認定事業所に対して介護報酬を加算する措置を講ずるもの
	国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(直嶋正行君外6名提出、参法第1号)(民)	年金保険料を年金事務費及び年金教育・広報等の事業に要する費用に充てず、国庫で負担することとするもの
農林水産	牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案(山田正彦君外6名提出、第163回国会衆法第7号) (民・共・社)	我が国に牛肉等を輸出する国について、牛海綿状脳症(BSE)の発生するおそれの程度を評価し、そのおそれが相当程度ある国を政令で指定(指定国)するとともに、指定国から輸入される牛肉等について、我が国と同等の検査及び危険部位の除去が行われたことの証明を求める等の措置を講ずるもの
	輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案(山田正彦君外6名提出、第163回国会衆法第8号) (民・共・社)	我が国に牛肉を輸出する国で牛海綿状脳症(BSE)が発生した場合に備え、輸入牛肉に係る牛の個体の識別のための情報の適正な管理・伝達に関する特別の措置を講ずるもの
	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(古賀誠君外6名提出、衆法第9号) (自・公)	有明海・八代海総合調査評価委員会の所掌事務について改正を行い、法律の施行後5年以内に行うこととされている見直しの後にも、引き続き、有明海及び八代海の再生に係る評価を行うことができるよう措置を講ずるもの
	農業者戸別所得補償法案(平野達男君外4名提出、参法第6号) (民)	食料の国内生産の確保及び農業者の経営の安定を図り、もって食料自給率の向上並びに地域社会の維持及び活性化その他の農業の有する多面的機能の確保に資するよう、農業者戸別所得補償金を交付する措置を講ずるもの
経済産業	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律及び刑法の一部を改正する法律案(松本剛明君外4名提出、第166回国会衆法第43号) (民)	入札談合等関与行為について、範囲の拡大、職員の賠償責任の厳格化等を行うとともに、退職した職員による入札談合等への関与があった場合の措置、調査結果等の国会等への報告等の措置を講ずるほか、刑法の談合罪を目的犯でないものとし、入札談合等の防止の徹底を図るもの

委員会名	議 案 名	概 要
経済産業	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（松本剛明君外4名提出、第166回国会衆法第44号） （民）	課徴金の減免制度について、法令を遵守するための管理体制を有し、かつ、入札談合等関与行為に係る事実の報告等を行った事業者について課徴金の額を減額する措置の創設等を行い、官製談合等の防止の徹底を図るもの
国土交通	交通基本法案（細川律夫君外5名提出、第165回国会衆法第6号） （民・社）	交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、移動に関する権利を明確にし、交通についての基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、交通に関する基本的施策を定めるもの
環境	環境健康被害者等救済基本法案（末松義規君外2名提出、第166回国会衆法第38号） （民）	環境健康被害者等の権利利益の保護を図るため、環境健康被害者等の救済のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国等の責務を明らかにするとともに、環境健康被害者等の救済のための施策の基本となる事項を定めるもの
決算行政 監 視	平成18年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第166回国会、内閣提出）	一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成18年4月18日から平成19年1月30日までの間において決定された使用額は、賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費、国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与するため自衛隊が実施する協力支援活動等に必要な経費等17件、計224億4千万円余
	平成18年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第166回国会、内閣提出）	特別会計予備費予算総額1兆7,212億2千万円のうち、平成18年12月20日において決定された使用額は、森林保険特別会計における保険金等の不足を補うために必要な経費1件、13億3千万円余
	平成18年度特別会計予算総則第12条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）（第166回国会、内閣提出）	特別会計予算総則第12条に基づき、平成18年6月30日から平成18年12月1日までの間において決定された経費増額は、道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額、治水特別会計治水勘定における河川事業の調整等に必要な経費の増額等5特別会計11件、計736億3千万円余



委員会名	議 案 名	概 要
決算行政 監 視	平成18年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第166回国会、内閣提出)	一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成19年3月6日から平成19年3月9日までの間において決定された使用額は、新型インフルエンザ対策強化に必要な経費等3件、計74億1千万円余
	平成18年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第166回国会、内閣提出)	特別会計予備費予算総額1兆7,212億2千万円のうち、平成19年3月15日において決定された使用額は、森林保険特別会計における保険金等の不足を補うために必要な経費1件、6千万円余
	平成18年度一般会計歳入歳出決算 平成18年度特別会計歳入歳出決算 平成18年度国税収納金整理資金受払計算書 平成18年度政府関係機関決算書	一般会計歳入歳出決算(歳入決算額84兆4,127億1千万円余、歳出決算額81兆4,454億8千万円余)、31特別会計の歳入歳出決算(歳入合計501兆5,363億1千万円余、歳出合計450兆5,795億4千万円余)、国税収納金整理資金の受払い(収納済額63兆6,670億8千万円余、資金からの一般会計等の歳入への組入額53兆1,978億8千万円余)及び8政府関係機関の決算(収入合計4兆5,031億円余、支出合計3兆7,927億7千万円余)について提出されたもの
	平成18年度国有財産増減及び現在額総計算書	平成18年度中の国有財産の総増加額40兆7,004億2千万円余、総減少額19兆1,450億6千万円余、差引き純増加額21兆5,553億5千万円余及び平成18年度末現在額106兆7,568億1千万円余について報告されたもの
	平成18年度国有財産無償貸付状況総計算書	平成18年度中の無償貸付財産の総増加額1,878億4千万円余、総減少額1,780億6千万円余、差引き純増加額97億8千万円余及び平成18年度末現在の無償貸付の総額1兆841億円余について報告されたもの
議院運営	国立国会図書館法の一部を改正する法律案(鳩山由紀夫君外7名提出、第164回国会衆法第27号) (民・共・社)	国立国会図書館に恒久平和調査局を置くもの

委員会名	議案名	概要
倫理選挙	永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案（井上義久君外 1 名提出、第163回国会衆法第14号）（公）	我が国において多くの永住外国人が日本国民と同様の社会生活を営んでいる現状にかんがみ、その意見を地方における政治に反映させるため、永住外国人に地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を付与するもの
	公職選挙法等の一部を改正する法律案（渡辺周君外 7 名提出、第164回国会衆法第40号）（民）	近時における情報化社会の進展の状況にかんがみ、選挙運動期間における候補者と有権者との対話を促進し、有権者の選挙に対する関心を高めるとともに政策本位の選挙の実現に資するため、インターネット等を用いた選挙運動を解禁する等の措置を講ずるもの
テロ・イラク	国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案（直嶋正行君外 8 名提出、参法第13号）（民）	アフガニスタンの復興の支援を通じて国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に寄与するため、アフガニスタン政府と武装集団との抗争停止及びその維持の支援、アフガニスタンの国内における安全及び安定の回復に資するための措置を講ずるもの

（参考） 衆議院を通過し参議院において閉会中審査となったもの

委員会名	議案名	概要
倫理選挙	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案（原田義昭君外 3 名提出、第166回国会衆法第47号）（自・公）	市町村の議会の議員又は長の選挙の投票について電子投票条例を制定している市町村のうち、当該市町村の選挙管理委員会の申出に基づき総務大臣が指定した市町村の区域においては、衆議院議員及び参議院議員の選挙並びに最高裁判所裁判官の国民審査の投票についても、電磁的記録式投票機を用いた方法により行うこととするもの